

2. 日常生活圏域ニーズ調査の他の事業との連携について

日常生活圏域ニーズ調査を含む計画の策定に必要な調査の経費については、交付税措置がされており、また、以下の事業と連携して日常生活圏域ニーズ調査を実施できる場合もあるので、各自治体において検討していただきたい。

(1) 地域支援事業の「二次予防事業対象者の把握事業（介護予防事業または介護予防・日常生活支援総合事業）」として行う場合

二次予防事業対象者の把握のために郵送等により配布・回収する基本チェックリストに代えて、日常生活圏域ニーズ調査票を配布することも考えられる。

この場合、この部分の対象者は要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者に限定され、二次予防事業対象者の把握に用いることに留意が必要である。

(2) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の「地域支え合い体制づくり事業」として行う場合

平成25年度予算（案）において、「地域支え合い体制づくり事業」の実施期限を平成25年度末まで1年間延長することとしたので、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領の別記2の2（1）イ②に規定された「地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用の状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備」の事業実施を前提として、日常生活圏域ニーズ調査の実施を行った場合も補助対象として差し支えない。

この場合、事業の成果として、要援護者マップの整備が必要である。